

2024年12月19日

熊本学園大学水俣学講義レジメ

ータイトル 水俣仏舎利塔の護持活動

講義録作成 熊本学園大学水俣病学研究センター客員研究員

水俣病被害者互助会弁護団 平郡真也

講義 弁護士 山口紀洋

講義日時 2024/12/19 13:00~14:30 大学11号館1173室

講義の構成

第1節 水俣病事件の現在の状況

第2節 水俣仏舎利塔の護持活動

第3節 人生の目標は人類愛達成

第1節 水俣病事件の現在の状況

第1 水俣病事件を講義する理由

第2 水俣病行政の犯罪性

第3 水俣病事件は大規模な食中毒事件である

第4 行政（厚生省）は、食品衛生法の漁獲禁止をなさず、被害拡大を放置した

第5 水俣病行政のチソ擁護、加害加担

1 虚偽のサイクレーター装置

2 欺瞞の見舞金契約

第6 政府公害認定の意図的遅延

第7 認定制度での欺瞞

1 2種類の水俣病患者

2 本人申請主義の採用

3 不法な52年判断条件

4 司法は52年判断条件を批判

5 水俣病行政の司法判断無視

第8 加害者である水俣病行政の認定処分権行使

第9 水俣病行政は認定審査で疫学利用を拒否

第10 1995年政治解決策と特措法の欺瞞性

1 認定制度の混乱

2 政府解決策実施

### 3 特措法制定

#### 第1 1 水俣病認定基準の不統一

- 1 司法と行政での認定基準の乖離
- 2 溝口・Fさん訴訟最高裁判決（2013年4月）
- 3 ノーモア近畿判決（2023年9月）
- 4 ノーモア熊本判決（2024年3月）
- 5 ノーモア新潟判決（2024年4月）
- 6 4つの判例のまとめ
- 7 4判決と行政との判断基準の乖離

#### 第2 節 水俣仏舎利塔の護持活動

- 第1 水俣仏舎利塔の存在
- 第2 仏舎利塔の建立
- 第3 仏舎利塔の意義
- 第4 水俣市の撤去要請

#### 第3 節 人生の目標は人類愛達成

追記 本講義には、17枚の講義録があり、水俣仏舎利塔の関係では、31頁の葉がありますので、ご希望の方は、以下のメールに送付を、申し入れてください。

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-16-3-61

吉勝法律事務所 電話 090-6541-8091 弁護士 山口紀洋

FAX03-3272-3322 Email t.yamaben@gmail.com

以上